

急な病気やけがの時にどうするべきか迷ったら

15歳未満の
お子さんを対象



小児救急医療電話相談

県内のプッシュ回線・携帯電話からは
#8000

ダイヤル回線・IP電話・PHSからは
025-288-2525

大人(概ね15歳以上の方)を
対象



救急医療電話相談

県内のプッシュ回線・携帯電話からは
#7119

ダイヤル回線・IP電話・PHSからは
025-284-7119

AI救急相談アプリ

- 症状から緊急度を判定できます
- ご利用はLINEで友だち追加するだけ



Q助

- 該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応が表示されます。



いざという時のために備えましょう

医療機関
かかりつけ

医療機関名	連絡先	休診日
医療機関名	連絡先	休診日
医療機関名	連絡先	休診日

家族・親戚・
知人の連絡先

氏名	連絡先
氏名	連絡先
氏名	連絡先

救急車を呼んだ時、こんなものを用意しておくと便利です。

- ☐ マイナンバーカード又は資格確認書 ☐ 診察券 ☐ 乳幼児の場合 ☐ 母子健康手帳 ☐ 紙おむつ
☐ お金 ☐ 普段飲んでいる薬(おくすり手帳) ☐ ほ乳瓶 ☐ タオル

いつから体調が悪くなっていったのか、どんな症状があるのか経過をメモにまとめておくと伝えやすいです。

協力／三条市医師会、加茂市医師会、燕市医師会、済生会新潟県中央基幹病院、県立加茂病院、県立吉田病院、済生会三条病院、大島病院、三之町病院、富永草野病院、三条東病院、かもしか病院、三条市消防本部、加茂地域消防本部、燕・弥彦総合事務組合消防本部、三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町

発行／新潟県三条地域振興局健康福祉環境部(新潟県三条保健所) 電話 0256-36-2362

発行年月 令和7年1月
(最新版は、部ホームページをご覧ください。)

上手な医療機関のかかり方

県央地域の医療を守るために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

地域全体で ひとつの病院

県央地域の各医療機関が
役割分担・連携して
「ひとつの病院」のように医療を提供し、
必要な医療が必要な時に提供される
新しい医療体制の構築を
目指します。



住民の皆様と支える 県央地域の医療

この新しい医療体制は、
地域にお住まいの皆様から
ご理解とご協力をいただくことで
最大限の機能を
発揮します。



今日からあなたもかかり方上手!

「かかりつけ医」を もちましょう



日常生活における健康の相談から傷病による受診や通院など、「かかりつけ医」はどの世代の方にとっても健康をサポートする頼もしい存在となります。

できるだけ診療時間内に 受診しましょう



適切な検査や投薬で早期発見・早期治療につなげるために、医師と医療スタッフがそろっている診療時間内に受診しましょう。

応急診療所や 在宅当番医を利用しましょう



休日や夜間の急な病気で比較的症状の軽い方は、応急診療所や在宅当番医を利用しましょう。必要な時は適切な医療機関を紹介してもらえますので安心です。

救急車を適正に 利用しましょう



救急車も地域の大切な医療資源です。救急車を必要な人が必要な時に安心して利用できるよう、適時・適切な利用にご協力ください。

地域の医療機関全体で県央地域の医療を支えます

二次元コードを読み込むと各医療機関の
ホームページから詳しい情報をご覧いただけます。



各医療機関が役割分担・連携して皆様に安心して生活できる医療を提供していきます

なんだか
体調が優れないな...
そんな時
まずは

「かかりつけ医」を
受診しましょう

軽症の場合や日常の診察

日頃の状態をよく知っているかかりつけ医であれば、
ちょっとした体調の変化にも気づきやすいため、
病気の予防や早期発見、早期治療につながります。
専門的な治療や検査が必要な時は、適切な
医療機関を紹介します。



診療所
クリニック

県央医師会
応急診療所
在宅当番医

休日・夜間の応急診療

軽症を中心とした応急診療

県央医師会
応急診療所
休日・夜間



燕市
在宅当番医
休日



加茂市・田上町
在宅当番医
休日



日常の身近な外来・入院

救急は、平日・日中の 軽症を中心

済生会
三条病院



県立
加茂病院



県立
吉田病院



済生会三条病院
県立加茂病院
県立吉田病院

適切な役割分担・連携

地域全体で ひとつの病院

三条東病院
かもしか病院

慢性期の医療

三条東病院



かもしか病院



専門領域の医療・救急※

三之町
病院
脳神経外科



富永草野
病院
整形外科



大島病院
精神科



※精神科医療の救急対応について
精神医療相談窓口(電話番号:0258-24-1510)にご相談ください。

一人一人が必要な医療を受けることができるように、転院にご理解とご協力をお願いします

ケース.1

例えば

地域の医療機関に救急搬送された患者さんが、診察や応急処置を受けてすぐに、
治療にふさわしい他の医療機関に転送される場合があります。

ケース.2

例えば

入院治療後に、病状が落ち着く場合や専門的な治療が必要になる
場合があり、その際は、それぞれの症状に応じて適切な医療を
提供する医療機関に転院していただくことになります。

